平成２６年（フ）第８１号
横浜市金沢区高舟台１丁目４番15号　８
債務者　細川　重信
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８０号
東京都東村山市本町１丁目８番地２レジデンスＭＣ503
債務者　長谷部英子
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８号
岡山県倉敷市児島下の町５丁目２番15号　ケアハウスロイヤルウイング305、旧住所岡山県倉敷市早高678番地５
債務者　磯野　道子
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０号
岡山市南区藤田900番地
債務者　東　　晶子
１　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６１号
岡山市南区大福630番地７　スカイパレス大福Ⅱ102、旧住所岡山市南区内尾552番地11
債務者　前田　節雄
１　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２２号
大阪府八尾市志紀町西３丁目８番地　府営住宅３―1108号
債務者　勝部　恵司
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８４号
大阪府東大阪市池之端町１番４号　アーバンコート池之端203号
債務者　宮前美智子（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８号
愛知県豊川市大木町新町通21番地　グリーンアレイＡ棟102
債務者　前田　直俊
１　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月23日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２号
長崎県南島原市加津佐町己1993番地３、住民票上の住所長崎県雲仙市小浜町北野2645番地
債務者　小原　三千
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月18日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
静岡県菊川市東横地1773番地
債務者　横山　智之
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月20日午前11時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４２号
島根県雲南市掛合町掛合885番地１
破産者　清原　憲一
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２号
愛媛県今治市北高下町４丁目１番31号
破産者　森　　啓司
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３０４３号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目８番23号
破産者　岩崎　克己
１　破産債権の届出期間　平成26年３月18日まで
２　一般調査期日　平成26年４月24日午後３時
平成26年２月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２８号
広島県安芸郡府中町鹿籠１丁目７番25―312号
破産者　徳納みよ子
１　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
２　一般調査期日　平成26年４月22日午前11時30分
平成26年２月18日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３号
広島県庄原市口和町金田481番地
破産者　渋川　次郎
１　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
２　一般調査期日　平成26年６月６日午前11時30分
平成26年２月19日　広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第８３号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井602番地５
破産者　羽黒石油こと　石井　　陽
１　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
２　一般調査期日　平成26年４月22日午前10時
平成26年２月19日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６６４号
京都市左京区一乗寺木ノ本町４番地
破産者　北村　和巳
１　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
２　一般調査期日　平成26年５月21日午前11時30分
平成26年２月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係